

徳島県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月17日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和47年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表徳島県小松島警察署の部署所在地の項から坂野町駐在所の項までを次のように改める。

ひのみね交番	小松島市中田町 字新開33番地の 2	小松島市のうち 小松島町 神田瀬町 松島町 堀 川町 南小松島町 横須町 金磯 町 芝生町 日開野町 新居見町 田浦町 前原町 江田町 中田 町 中郷町
立江町駐在所	小松島市立江町 字鍋寺122番地 の4	小松島市のうち 田野町 立江町 櫛淵町
あかいし交番	小松島市赤石町 7番67号	小松島市のうち 豊浦町 和田津開町 赤石町 大 林町 坂野町 間新田町 和田島 町

第2条の表徳島県牟岐警察署の部海陽町浅川駐在所の項から海陽町宍喰駐在所の項までを次のように改める。

大里交番	海部郡海陽町大 里字松ノ本3番 地8	海部郡海陽町のうち 相川 浅川 大里 小川 神野 四方原 熟田 多良 平井 吉野 若松 鞆浦 奥浦 高園 野江 芝 吉田 富田 大井 中山 櫛川
海陽町宍喰駐在 所	海部郡海陽町久 保字松本123番 地7	海部郡海陽町のうち 宍喰浦 久保 日比原 尾崎 芥 附 広岡 角坂 塩深 小谷 船 津 久尾

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。